

TOHOKU JAPAN ロゴマーク 使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北の食の伝統・文化を海外に広く認知することを目的とし、東北・食文化輸出推進事業協同組合が作成した「TOHOKU JAPAN」(以下、ロゴマーク)を広く使用する場合の取り扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 ロゴマークは、前条の目的達成のために海外への食品輸出を目的とした商品販売、イベント、プロモーションに関連するポスター、チラシ、のぼり、WEB等の使用を可能とするもの。

(使用対象)

第3条 ロゴマークが使用可能な対象企業及び製品は、本社、支店、工場が東北6県に所在地がある。または、東北産の食材を最低30%以上は使用していること。もしくは東北・食文化輸出推進事業協同組合の組合であることとする。

(食品に使用する場合、申請時に原料原産地を記載した原材料一括表示を提示。)

(管理)

第4条 ロゴマークは、東北・食文化輸出推進事業協同組合が管理する。

(使用料金)

第5条 使用料金は無料とする。

(使用許諾)

第6条 ロゴマークは、東北・食文化の認知向上により東北の食文化発信に役立ててもらったためのものであり、一定の基準を満たした製品、企業において東北・食文化輸出推進事業協同組合の承認の上、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

(使用の制限)

第7条 東北・食文化輸出推進事業協同組合は、ロゴマークの使用状況が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を差し止めることができる。

- (1) 東北地域の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 東北地域の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) ロゴマークが正しい使用方法(ロゴマニュアル)に従って使用されていないと判断したとき。

(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。

(5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(6) その他、当組合が不適切と認めたとき。

(責任)

第8条 前条の規定により、ロゴマークの使用を差し止めた場合、使用者に損害が生じても、東北・食文化輸出推進事業協同組合はその責めを負わない。

2 ロゴマーク使用者がその使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、東北・食文化輸出推進事業協同組合は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

3 ロゴマークの使用により東北・食文化輸出推進事業協同組合が損害を受けた場合、東北・食文化輸出推進事業協同組合は使用者に損害請求を求めることができる。

(使用申請方法)

第9条 ロゴマーク使用にあたっては、東北・食文化輸出推進事業協同組合 事務局へ下記別紙様式を提出し許諾を得たものを使用する。

・「TOHOKU JAPAN」ロゴマーク使用許諾申請・報告書
(使用例が解る写真を貼付けまたは添付)

附則 (施行期日) この規程は、令和元年6月20日から施行する